

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 五月 二十八日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おかベクリニツク	山形市長谷堂字出倉四四六四	令和七年六月一日
オーヌマ眼科	山形市鈴川町三丁目八一〇	令和七年六月一日
たかだ内科	米沢市万世町金谷 六六六	令和七年六月一日
鶴岡協立リハビリテーション病院	鶴岡市上山添字神明前三八	令和七年六月一日
ふくい整形外科	新庄市松本四九二	令和七年六月一日
南陽矢吹クリニツク	南陽市若狭郷屋九一七一	令和七年六月一日

令和七年五月二十八日

辺見 聡

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十八日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鈴川調剤薬局	山形市鈴川町三丁目八―五	令和七年六月一日
瀬尾薬局駅前店	酒田市駅前二丁目四―一	令和七年六月一日
まつもと薬局	新庄市大字松本字東浦四八五―六	令和七年六月一日
金山調剤薬局	最上郡金山町大字金山五〇九―二	令和七年六月一日